平成30年分　給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

２か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

平成30年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

給与の支払者受付印

麹町 税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	株式会社　○○○○	（フリガナ）あなたの氏名	サトウ　カズオ　佐藤　和夫	あなたの生年月日　昭・大・平　42年　10月
	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載 1 1 2 2 3 3 4 4 5	個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	世帯主の氏名　佐藤　和夫
板橋 市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区霞が関3			あなたの続柄　本人

あなたの個人番号を記載します。

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、○印を付けてください。）

配偶者の有無　有・無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号 あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族（昭24.1.1以前生）	特定扶養親族（平8.1.2生～平12.1.1生）	非居住者である親族	生計を一にする事実	平成30年中の所得の見積額	住所又は居所
A 源泉控除対象配偶者（注1）	サトウ　ヨウコ 佐藤　洋子	2 2 3 3 4 4						70,000円	東京都板橋区大山東町35-1
B 控除対象扶養親族（16歳以上）（平15.1.1以前生） 1	サトウ　マモル 佐藤　勝	子	明・大 昭・平 9・2・4	□ 同居老親等 □ その他	レ 特定扶養親族	○		0円	1234　Kokuzei Street, ・・・USA
2	佐藤　茂	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 子	明・大 昭・平 14・3・30	□ 同居老親等 □ その他	□ 特定扶養親族				
3	佐藤　隆雄	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 父	明・大 昭・平 15・5・8	レ 同居老親等 □ その他	□ 特定扶養親族			300,000円	
4			明・大 昭・平 ・・	□ 同居老親等 □ その他	□ 特定扶養親族				

左記の内容　佐藤隆雄、身体障害者3級　身体障害者手帳　平成25年4月11日交付

C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生

区分 ＼ 該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族
レ 障害者			
一般の障害者			レ（1人）
特別障害者			（　人）
同居特別障害者			（　人）

□ 寡婦　□ 特別の寡婦　□ 寡夫　□ 勤労学生

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、（　）内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

控除を受ける他の所得者 名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

【源泉控除対象配偶者】
あなた（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人が源泉控除対象配偶者に該当します。

「A」欄には、源泉控除対象配偶者の氏名などを記載します。
※あなたに源泉控除対象配偶者に該当する人がいない場合には、「A」欄に記載する必要はありません。

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて１年以上国内に居所を有しない親族

年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出したこの申告書に送金額等を追記します（送金関係書類等の添付等が必要です。）。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満（平成８年１月２日～平成12年１月１日生）の場合にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます（親族関係書類の添付等が必要です。）。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上（昭和24年１月１日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき　⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき　⇒「その他」

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成15年１月１日以前生）の扶養親族を記載します。

左記の障害者等に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

【同一生計配偶者】
あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人が同一生計配偶者に該当します。
同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満（平成15年１月２日以後生）の扶養親族も対象となります。

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

【源泉控除対象配偶者】
所得の見積額が85万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。
【控除対象扶養親族】
所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象扶養親族に該当しません。

（参考）
①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

給与等の収入金額	所得金額
11,200,000円	9,000,000円
1,500,000円	850,000円
1,030,000円	380,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	850,000円
	1,080,000円	380,000円
65歳以上	2,050,000円	850,000円
	1,580,000円	380,000円

(注)1　源泉控除対象配偶者とは、所得者（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。
2　同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。

○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族（平15.1.2以後生）	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	平成30年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	サトウ　マサル 佐藤　勝	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 16・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		0円	
2				平 ・・			円	
3				平 ・・			円	

年齢16歳未満（平成15年１月２日以後生）の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の３の２第１項及び第２項並びに第317条の３の２第１項及び第２項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

扶養控除を受けるために提出するものです。配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出するものの1か所にしか提出することができません。をお読みください。